

日本私立大学協会  
私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版>  
「点検結果報告書」

**共通様式**

①法人名称	学校法人麻生教育学園
②設置大学名称	九州情報大学
③担当部署	法人事務局総務部総務課
④問合せ先	092-435-0355
⑤点検結果の確定日	令和 8 年 3 月 2 5 日
⑥点検結果の公表日	令和 8 年 4 月 1 日
⑦点検結果の掲載先 URL	<a href="https://www.kiis.ac.jp/general/guide/houjin/">https://www.kiis.ac.jp/general/guide/houjin/</a>
⑧本協会による公表	該当項目（承諾する／否認する）を選択してください。

**【備考欄】**

--

**様式 I****I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果**

基本原則・原則	遵守状況
基本原則1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則2－2 多様性への対応	○
基本原則3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

**I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明**

該当する基本原則	説明

**I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明**

該当する原則	説明

## 様式Ⅱ

### Ⅱ－Ⅰ. 「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

#### 原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	学生に対しては、1年次必修科目「建学の精神と人生」、学内オリエンテーション等の各種行事、学生便覧においてはもちろんのこと、入学式、学位記授与式、大学案内、本学Webサイト等を通じて、ステークホルダーにも広くそれを表明している。
実施項目 1－1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	三つの方針は、学部・学科の構成に応じて、学部の方針と両学科それぞれの方針から成り立っており、組織的議論を重ねて策定している。その方針は、入試要項や学生便覧、本学Webサイトに明示し学内外に広く表明するとともに、毎年自己点検・評価を実施している。
実施項目 1－1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長は、所属教職員を統督して校務全般を掌理するとともに、大学を代表し、学長のリーダーシップの下で大学運営が行われている。また、学長の補佐体制（副学長・学部長・学長補佐の役割）及び教授会の役割等、教学組織の権限と役割を明確にしている。
実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	教授会には、事務組織の管理職が陪席として出席するほか、教授会に置かれた各種委員会には、事務職員を正規委員として配置するなど、教職協働体制を確保している。 また、SD研修の実施により教職員が協働して教育研究活動に取り組む環境を整えている。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	FDについては、「九州情報大学FDポリシー」に基づいて、FD委員会において、活動内容を企画立案し実施している。FD活動は、毎年実施することとしているので、前年より充実した内容になるようにPDCAサイクルにより改善を図っている。 SDについては、「九州情報大学教職員人材育成の目標・方針と教職員に求める能力について」に基づいて、SD委員会において、活動内容を企画立案し実施している。SD活動もFD活動同様に毎年実施することとしているので、前年より充実した内容になるようにPDCAサイクルにより改善を図っている。

## 原則 1 - 2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1 - 2 ①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	<p>教学組織及び事務組織の管理職らの見解を聴取し、現状や課題を明確にして本法人第3期中期計画（令和4年度～令和8年度）を策定している。また、当該計画の実現に向けた年次ごとの事業計画を策定し、具体的な施策に取り組んでいる。策定された計画は、評議員会及び理事会の審議を経て決定している。</p>
実施項目 1 - 2 ②	説明
計画実現のための進捗管理	<p>中期計画を基に作成している年次ごとの事業計画の取組状況や達成状況を把握して、事業報告書や自己点検評価報告書を作成し進捗管理を行っている。報告書は本学 Web サイトで公開している。</p>

## 原則 2 - 1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2 - 1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	<p>建学の精神に基づき、経営情報学科においては、経営学、会計学、情報学の基本的知識の修得及び、情報処理・活用能力を養成し、財務、会計、商品開発、マーケティング等の分野で活躍できる人材を養成することを目的としている。情報ネットワーク学科においては、ネットワーク関連の情報通信技術の知識とその活用能力を修得し、情報システムやネットワークの技術、経営企画・管理から電子商取引、メディアコンテンツの創造等に至るまで、ネットワーク社会の新しい分野で活躍できる人材を養成することを目的としている。</p> <p>特に大学院においては、北部九州地区における「社会人の学び直し」の要請に応えるため、主として税理士資格取得支援を目的に JR 博多駅近郊のサテライトキャンパスを利用して、企業に勤務する職業人等を積極的に受け入れている。</p>
実施項目 2 - 1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	<p>太宰府市とは地域社会の発展と人材の育成に関する協定を締結し、講師派遣事業等の連携事業を実施している。福岡県中小企業家同友会とは、地域経済の発展及び人材育成に寄与することを目的として包括連携協定を締結し、キャリア教育科目等の外部講師として、加入企業の経営者等を招聘する事業を行っている。</p> <p>地域情報・生涯教育センターが主体となって、パソコン、AI、プログラミング等の公開講座や高齢者対象のeスポーツ体験会、ほしぞら観察会、かけっこ教室等</p>

	を開催し、「知の拠点」としての大学の役割を果たしている。
--	------------------------------

## 原則 2-2 多様性への対応

実施項目 2-2①	説明
多様性を受容する体制の充実	<p>受験生の個性に応じた入学者選抜試験のもと、多様な能力を有する人材を受け入れるために、外国人留学生選抜、社会人選抜など 10 の選抜区分を設けて入学者の選抜を行っている。</p> <p>外国人留学生に関しては、国際交流支援室を組織して支援している。「留学生ハンドブック」を配布し、対面での説明を行う他、年間数回の説明会を実施している。さらに、日本語の基礎力強化を目的とした補習授業（リメディアル教育）を行い、日本語学習の進度が遅いと思われる留学生を対象として、「日本語補習授業」を行っている。このほか、就職課において、日本での就職活動の特殊性を理解するための「就職ガイダンス」や「就職相談会」を実施するほか合同企業説明会への引率・指導を行って、留学生と企業とのマッチングを図ることに力を入れている。</p> <p>学友会活動のひとつとして、クリスマスパーティを開催しているが、外国人留学生が母国の郷土料理を振る舞い、お国自慢をアピールするなど、日本人学生と外国人留学生の交流を深める有効な行事となっている。</p> <p>障がい者の受け入れのため、エレベーターや車いすを配置し、教室やトイレ等はバリアフリー化している。また、本学を受験する際には、事前に入試広報課に相談するように入試要項に明記している。車以外での通学が困難な場合は、校舎横に専用の駐車場を準備し使えるようにしている。</p>
実施項目 2-2②	説明
役員等への女性登用の配慮	<p>役員等のうち評議員に女性 1 名が就任している。引き続き役員、評議員、管理職等への女性登用に配慮し、意思決定の場における多様性の向上に努める。</p>

## 原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	<p>理事の資格、構成、任期及び職務を寄附行為に定め、明確にしている。</p> <p>理事の選任は、寄附行為に基づき理事選任機関である理事会にて適切に選任し、選任の際には寄附行為に</p>

	<p>基づきあらかじめ評議員会で意見聴取を遵守している。また、寄附行為において、理事長はこの法人を代表し、その業務を総理するとしており、理事総数の過半数の決議により選任している。</p>
<b>実施項目 3-1②</b>	<b>説明</b>
<p>理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立</p>	<p>理事会を定期的開催するほか、必要に応じて臨時的に開催し、寄附行為に基づき、必要な事項について評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要な事項を審議決定している。また、寄附行為に「理事会及び評議員会の協議」について定めている。評議員会には陪席者として理事長、業務執行理事（副理事長、専務理事）が参加し、必要があれば当該事項の説明を行い、協働と相互牽制の体制を確立している。</p>
<b>実施項目 3-1③</b>	<b>説明</b>
<p>理事への情報提供・研修機会の充実</p>	<p>小規模大学の法人であるため、独自の研修会の実施は行っていないが、開催される理事会の場で、文部科学省からの情報や学校法人に関する法令改正等について、必要な情報提供を行い、見識を深めてもらっている。また、必要に応じて、各自に対しWEB研修会等のコンテンツを案内する。</p>

### 原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

<b>実施項目 3-2①</b>	<b>説明</b>
<p>監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保</p>	<p>監事の選任基準となる資格、職務等を寄附行為に定め、理事会が、監事の過半数の同意を得て、監事の選任に関する議案を評議員会に提出し、評議員会の決議によって選任している。</p> <p>会計監査人についても、選任及び職務等を寄附行為に定め、理事会が、監事の過半数の合意によって決定した会計監査人の選任議案内容を評議員会に提出し、評議員会の決議によって選任している。</p>
<b>実施項目 3-2②</b>	<b>説明</b>
<p>監事、会計監査人及び内部監査室等の連携</p>	<p>監事、会計監査人及び内部監査担当者は、年度ごとの監査計画書を作成し監査を行い、年1回の三様監査で意見交換や情報共有を行っている。また、会計監査人と監事との協議を行い、連携を図っている。</p>
<b>実施項目 3-2③</b>	<b>説明</b>
<p>監事への情報提供・研修機会の充実</p>	<p>理事会にて、理事長及び業務執行理事（副理事長、専務理事）の職務執行状況報告をしている。理事長又は業務執行理事（副理事長、専務理事）との面談時や、教授会（年1回）出席時に、現状把握や情報共有を行っている。また、文部科学省主催の監事研修会への出席又は動画説明や資料の提供を行っている。</p>

### 原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	<p>評議員の定数、構成、資格、任期及び職務を寄附行為に定め、透明性を確保している。</p> <p>評議員の選任は、寄附行為に基づき、職員から二名及び卒業生から二名を評議員会にて適切に選任し、学識経験者三名については理事会にて適切に選任している。選任の際には、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行っている。</p>
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	<p>評議員会の招集方法、諮問事項、決議事項、職務等を寄附行為に定め、適切に運営している。また、寄附行為に「法人の業務若しくは財産の状況又は役員業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴する」旨規定し、評議員会に陪席者として理事長、業務執行理事（副理事長、専務理事）が参加し、必要があれば当該事項の説明を行い、協働と相互牽制の体制を確立している。理事会と評議員会の決議が異なる場合については、寄附行為に基づき再度協議を行うこととしている。</p>
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	<p>小規模大学の法人であるため、独自の研修会の実施は行えていないが、開催される評議員会の場で、文部科学省からの情報や学校法人に関する法令改正等について、必要な情報提供を行い、見識を深めてもらっている。また、必要に応じて、各自に対しWEB研修会等のコンテンツを案内する。</p>

### 原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	<p>小規模大学の法人であるため、事業継続計画の策定には至っていないが、危機管理規程を定め、本学の学生及び教職員等の安全確保を図るとともに本学の社会的責任を果たすことを目的とし、危機管理マニュアルに基づき、火災、自然災害等に対する訓練、対策を行い、学生等の安全確保に努めている。</p>
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	<p>法人内の適正な運営のための法令や諸規程等を遵守し、教職員のコンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進規程を整備している。また、本法人の内外部から匿名相談できる通報窓口について、公益通報等に関する規程に規定している。</p>

## 原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	<p>学校教育法施行規則、私立学校法等の法令及び財務情報等の公開に関する規程に基づき、教育情報の公開については、大学 Web サイトにおいて、大学に関する情報、教育・研究に資する情報を公開し、同 Web サイト内において財務情報公開のコンテンツを設け、学校法人の情報及び財務情報等を公開し、透明性・誠実性を担保している。</p>
実施項目 4-1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	<p>ステークホルダーに理解されやすくするため、見やすさと分かりやすさに配慮して積極的に公開している。</p> <p>財務情報公開においては、科目や用語の解説を付して、グラフを用いた「財務の状況」を掲載することにより、理解促進に努めている。</p>

## II- II. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明